

# 3 技術資料

## 3-1 化学物質を巡る国際動向

化学物質を巡る国際的動きは非常に激しいものがあります。特に欧州委員会(EU)においては「予防原則」に基づく化学物質対策が浸透しつつあり、新しい規制が相次いで実施されています。本項では、化学物質に関する国際的な管理の方法、取扱等の動向等を国連やEUの動きを中心に取りまとめました。注:「予防原則」の考え方は、「はじめに」で紹介しました。

### 3-1-1 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)

(Strategic Approach to International Chemicals Management:サイカム)

- ・ 1990年代中頃からの、化学物質によるリスクを削減するためのさらなる手法の必要性や、化学物質に関する国際的な活動をより調和のとれ効率のよいものとするべきとする議論等を踏まえ、2002年の国連環境計画(UNEP)管理理事会において、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)が必要であることが決議された。
- ・ 2002年のヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画において、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すこととされ、そのための行動の一つとして、SAICMを2005年末までに取りまとめることとされた。

#### (2) これまでの経緯

- ・ SAICM策定に向けた具体的な議論は、UNEPを事務局として、3回にわたる準備会合、地域別会合等において進められてきた。
- ・ 2003年11月、第1回SAICM準備会合がバンコクにて開催され、SAICMの大まかな構成と今後の作業の進め方について了承された。
- ・ 2004年10月、第2回SAICM準備会合がナイロビにて開催され、SAICM最終文書の構成・章立て、盛り込むべき事項、今後の作業の進め方などについて議論が行われた。
- ・ 2005年3～5月に地域会合(アジア太平洋地域は4月4～7日、バンコクで開催)が開催され、政府及び関係者の意見交換が行われた。
- ・ 2005年9月、第3回SAICM準備会合がウィーンにて開催され、おおよその案文が取りまとめられた。
- ・ 2006年2月、国際化学物質管理会議(ICCM)においてSAICMが取りまとめられ、UNEPにおいて承認された。

#### SAICMの関連文書

- ・ **ハイレベル宣言(「ドバイ宣言」)**  
2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標に掲げた、30項目からなる政治宣言文
- ・ **包括的方針戦略**  
SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価を記述した文書
- ・ **世界行動計画**  
SAICMの目的を達成するために関係者が取りうる行動に行いての273の行動項目をリストアップしたガイダンス文書

#### (3) 今後の予定

- ・ 今後、世界保健機関(WHO)や国際労働機構(ILO)などの国際機関に、承認のため提出される。SAICMのフォローアップのため国際化学物質管理会議を定期的で開催する。

#### (4) わが国の取組

- ・ SAICMの考え方を環境基本計画等の政策文書と位置づけるとともに、SAICM関係省庁連絡会議で取組状況をフォローアップしていく。

## 3-1-2 国連の活動

### (1) 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)

#### ① 経緯

1992年地球環境サミットでのアジェンダ21を受けて、1995年に国連環境計画(UNEP)政府間会合で「陸上活動から海洋環境の保護に関する世界行動計画」が採択。その中で、12の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants:POPs)について排出の廃絶・低減等を図る国際条約の策定が求められた。このため、1997年の UNEP 第19回管理理事会を契機にその後5回の政府間交渉委員会が開催され、2001年5月にストックホルムで開催された外交会議において条約が採択された。2004年2月17日、締約国数が50に達したこと受け、その90日後の2004年5月17日に条約が発効した。

#### ② 条約の目的

環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に規定する予防的な取組方法に留意しつつ、POPsから人の健康及び環境を保護すること。

#### ③ 条約の概要

環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT等の残留性有機汚染物質(POPs)の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している。

#### ④ 条約の対象となる化学物質

POPsは以下の性質を有する化学物質(条約前文より)。

- i 毒性 ii 難分解性 iii 生物蓄積性 iv 長距離移動性

現在、条約においては、具体的な措置が求められる物質として、12物質を指定。(表3-1-1参照。)

#### ⑤ 加盟国の主要な義務の内容

- ・ 製造・使用、輸出入の原則禁止(附属書A)
- ・ 製造・使用、輸出入の制限(附属書B)
- ・ 新規POPsの製造・使用防止のための措置
- ・ 非意図的生成物(附属書C)の排出の削減及び廃絶
- ・ ストックパイル、廃棄物の適正処理(汚染土壌の適切な浄化を含む)
- ・ PCB含有機器については、2025年までに使用の廃絶、2028年までに廃液、機器の処理(努力義務)
- ・ 適用除外(試験研究、使用中の製品、国別適用除外)

#### ⑥ 条約の発効

- ・ 50ヶ国の締結により、2004年5月17日発効。

#### ⑦ 我が国の対応

- ・ 2001年5月に条約が採択され、我が国は2002年8月に条約に加入。
- ・ 条約の義務を履行するための国内実施計画を策定し、非意図的放出物の削減・廃絶するための措置、PCB廃絶のための取組、ストックパイル及び廃棄物の適正処理等を実施している。注:ストックパイル:備蓄品、在庫品のこと

表(3-1-1) POPs条約の対象物質

分類	物質	主な用途
附属書A (廃絶)	アルドリン	駆除剤
	ディルドリン	駆除剤
	エンドリン	駆除剤
	ヘキサクロロベンゼン	駆除剤
	クロルデン	駆除剤
	ヘプタクロル	駆除剤
	トキサフェン	駆除剤

	マイレックス PCB	駆除剤、防火剤 絶縁油、熱媒体等
附属書B(制限)	DDT	駆除剤
附属書C (非意図的 生成物)	PCDD PCDF PCB ヘキサクロロベンゼン	※ヘキサクロロベンゼン及び PCB は附属書Aと重複

(2) 「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」(PIC条約)

① 経緯

1987年に国連環境計画(UNEP)において任意制度としてのロンドンガイドラインが採択され、輸出国で禁止又は厳しく制限された化学物質及び駆除剤を輸出する際には、事前に輸入国へ有害性情報等を通報する制度が導入された。1989年にはロンドンガイドラインが改正され、事前に輸入国側の輸入意思を確認する制度(Prior Informed Consent:事前通報承認制度)が追加された。一方、1992年の国連環境開発会議で事前通報承認制度の法的拘束力のある文書の策定が勧告され、1998年に改正ロンドンガイドラインに基づく事前通報承認制度を発展させたPIC条約が採択された。

② 条約の概要

この条約は、複数の締約国において使用を禁止され又は厳しく規制された化学物質及び極めて有害な駆除用製剤を、一定の手続に従って条約の附属書に掲載し、締約国は、自国の輸出者が他の締約国の当該化学物質の輸入に係る決定に従うことを確保すること、締約国間で有害な化学物質等に関する情報交換を促進すること等を内容としている。

③ 条約の発効

- ・ 50ヶ国の締結により、2004年9月24日に発効。
- ・ 2005年6月16日現在、90ヶ国及びEUが締結。

④ 我が国におけるPIC条約対象貨物の概要(平成16年6月15日現在)

- i PIC条約附属書Ⅲに掲げる化学物質
  - DDT、PCB、水銀及び水銀化合物等31物質
- ii 輸出貿易管理令別表第2の35の3(2)に掲げる貨物
  - 砒酸鉛など6物質
- iii 輸出貿易管理令別表第2の35の3(3)に掲げる貨物
  - ・ 毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定物質
    - 四アルキル鉛など5物質
  - ・ 毒物及び劇物指定令第3条に規定する特定毒物
    - 四アルキル鉛を含有する製剤など6物質
- iv 輸出貿易管理令別表第2の35の3(5)に掲げる貨物
  - ベンジジン及びその塩など5物質及び労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号から第8号まで及び第10号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
- v 輸出貿易管理令別表第2の35の3(6)に掲げる貨物
  - ビス(トリブチルスズ)＝オキンドなど5物質

### (3) 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)

#### ① 経緯

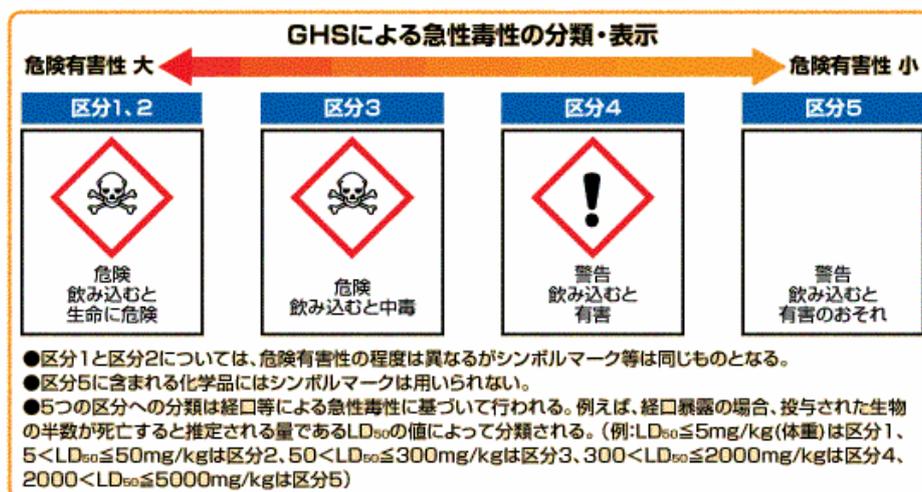
2003年7月、国際連合からGHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)という化学品の分類及び表示に関する世界調和システムについて勧告がなされた。GHSとは、世界的に統一されたルールに従って化学品を危険有害性(ハザード)ごとに分類し、その情報を一目でわかるようなラベルの表示や化学物質等安全データシート(MSDS)で提供するシステム。日本を含め各国は、国連勧告を受けて、今後、化学品の分類や表示を適切に行っていくように努力することが求められている。

#### ② 概要

GHSで分類・表示される危険有害性としては、爆発性や引火性、急性毒性、発がん性、水生環境有害性等があり、それぞれに危険有害性の程度に応じたシンボルマーク(絵表示)と『危険』または『警告』という注意喚起のための表示(注意喚起語)等が決められている。

例えば、急性毒性の場合、一定以上の毒性を持つものは、その毒性の程度に応じて、「区分1～5」の5つに分類され、それぞれについて、図(3-1-2)のようなシンボルマークや注意喚起等のラベル表示されることになった。

図(3-1-2) GHSによる急性毒性の分類・表示



このように、GHSでは危険有害性の種類や頻度に応じて、ドクロマークやエクスクラメーションマーク、炎、ガスボンベ等のシンボルマークが用いられている。

さらに、ラベルには『飲み込むと生命に危険』といった危険有害情報、応急処置や廃棄方法といった注意書きが付けられている。

#### ③ GHSの役割について

化学品は、生活を快適・便利にするが、一方で、適正に取り扱わないと、健康や環境に悪い影響を及ぼし危険性がある。化学品には、工業用として、塗料や合成樹脂の原料等、身近なものとしては、洗剤、殺虫剤、各種クリーナー等が挙げられる。これらには、取扱上の注意や応急処置が書かれているものがほとんどであるが、現状では、各国の化学品の危険有害性に関する分類表示制度が統一されておらず、その危険性がわかりにくい場合がある。そこで、GHSは、世界的に統一された分類・表示により化学品の危険有害性を分かりやすくすることを目的とした仕組みであり、これを導入することで、化学品による事故を減らすことが期待されている。また、これにより、化学品を購入する時に、人の健康や環境に配慮した製品を選択することができるようになる。

#### ④ GHSに期待されること

- ・ 危険有害性の情報伝達に関して、国際的に理解されやすい仕組みの導入によって、

人の健康と環境の保護が強化される。

- ・ 既存のシステムを持たない国々に対し、国際的に承認された枠組みを提供する。
- ・ 化学品の試験及び評価の必要性が減少する。
- ・ 危険有害性が国際的に適正に評価・確認された化学品の国際取引が推進される。

#### ⑤ GHSの今後のスケジュール

国連ではGHSの実施を、2008年(平成20年)中の導入が各国に求めている。現在、国連経済社会理事会の下に設置されたGHS専門家小委員会では、分類基準の充実、実施のためのダンスドキュメント作成などの作業を引き続き進めている。

わが国でも、関係庁連絡会議の下、作業を分担しながら、各種法令対象物質の分類事業を行うとともに、関係する規定等の改訂作業を進めている。

### 3-1-3 欧州連合(EU)の動き

#### (1) WEEE(ウイー)指令とRoHS(ローズ)指令

##### ①WEEE指令とRoSH指令の概要

※WEEE指令(Waste Electrical and Electronic Equipment=廃電気電子機器)

※RoHS指令(Restriction of Hazardous Substances)

EUでは、廃電気電子機器(WEEE)が年間600万トン(1人20kg)排出し、毎年5%の増加している。WEEEの90%は何の前処理もされずに埋立又は焼却され、埋立地における鉛の40%、焼却施設における鉛の50%はWEEEに起因していると問題視している。

WEEE指令の目的(理念)は、WEEEからの環境汚染の予防であり、生産を規制するものではなく、埋立処分などを少なくするためのリユースやリサイクルを推奨することである。

一方、RoHS指令は、有害物質を含有した製品を市場に入れなかったための指令である。販売された製品に有害物質が非含有であれば、埋立処分された廃棄物に起因する土壌汚染などが起きないことになる。特に指令全文ではカドミウムに関して、環境汚染と戦うための共同行動計画を引用し、カドミウムの使用制限とカドミウムの使用は適切でより安全な代替物が存在しない場合に限定すべきことを強調している。

##### ②WEEE指令の内容と対象製品

WEEE指令は、電気電子機器製造者の廃棄物に関連した製造物責任を強化することで、主な内容は次のとおりである。

- i 製造者は電気電子機器を回収し、リサイクルする責任を負う。そのため、廃棄する製品の回収と処理を自己資金で行うか、または共同融資プログラム等の形で他の企業と提携するか、いずれかを選択することができる。
- ii 消費者は、廃棄する製品を無料で返却することができる。
- iii 製造者は新製品を市場に投入する前に、保証金の支払を義務付けられる。これは、これらの製品のリサイクル費用資金を確保する目的としている。
- iv 製造日、または製造者を容易に識別できるような表示をしなくてはならない。
- v 製造者は、処理施設に対し、危険物質、危険調剤の場所、構成部品と材料の詳細を提示する用意が必要である。
- vi 指令発効前に市場に投入された製品(旧製品)についても、製造者は費用分担システムに基づき、リサイクル費用を負担しなくてはならない。

本指令では、回収について、一世帯1人当たり年間4kgを数値目標とし、対象となる製品は、表(3-1-3)に示す10種類の製品である。

表(3-1-3) WEEE指令の対象製品

1	大型家庭用電気器具(例:冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、エアコン等)
2	小型家庭用電気器具(例:電気掃除機、アイロン、ヘアドライヤー、トースター、時計等)
3	IT及び通信機器(例:パソコン、プリンター、コピー機、電話機等)
4	民生用機器(例:ラジオ、テレビ、HiFi機器、楽器等)
5	照明機器(例:蛍光灯、ナトリウムスチーム電球-低エネルギー電球と通常の電球は除く)
6	電気・電子工具(例:電気ドリル、旋盤、フライス盤、研磨盤、芝刈機等)
7	玩具、レジャー用機器(例:ビデオゲーム機、スロットマシン等)
8	医療用具(例:透析装置、放射線療法機器、心電図測定器、人工呼吸器等)
9	監視・制御装置(例:火災報知器、サーモスタット、工場設置の監視測定装置等)
10	自動販売機

(2) RoHS指令の内容と特徴

RoHS指令は、家庭で使用されている電子機器に関して6種類の有害物質の使用を禁止するものである。対象となる機器、禁止される物質、具体的禁止の手続きなどは次の通りである。

①対象機器

WEEE指令に示されている10カテゴリーの内の8つに属する電気電子機器で、交流1000V または直流1500V を超えない電圧範囲で使用されるように設計された製品。[表(3-1-3)の8:医療用具、9:監視・制御装置を除く]

②禁止される物質

鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB(polybrominated biphenyls:ポリ臭化ビフェニル)、PBDE(polybrominated diphenyl ethers:ポリ臭化ジフェニルエーテル)の6種類。

PBB、PBDEは臭素系難燃剤で、テレビなどの背面カバーなどに使われていたプラスチック。ただし、付属書には「蛍光管に使用される水銀」などの適用除外が記載されている。

③最大許容濃度と測定法

RoSH規制物質の適合可否基準は、均質材料あたりの重量費比における最大許容濃度である。

表(3-1-4) 最大許容濃度

規制対象物質	最大許容濃度	測定法(注)
鉛	0.1%(1,000ppm)	○関税での非破壊検査が中心 Step1:携帯蛍光X線分析装置でスクリーニング(白・灰色・黒の判定) Step2: Step1でグレーゾーンになった場合 精密な非破壊の分析法 Step3:判定不服(精密破壊分析法)
水銀	0.1%(1,000ppm)	
カドミウム	0.01%(100ppm)	
六価クロム	0.1%(1,000ppm)	
PBB	0.1%(1,000ppm)	
PBDE	0.1%(1,000ppm)	

(注)日本国内でのRoSH対応分析は、蛍光X線分析は簡易分析と位置づけられている。多くは精密破壊分析(マイクロウェーブ分解-ICP質量分析法、溶媒抽出-GC/MS法、吸光度法等)で行う例が多い。

④実施と主な日程

- 2004年8月 各加盟各国の国内法整備
- 2005年2月 RoHS 監視及び測定機器の適用時期提案
- 2005年8月 WEEE 回収義務発効
- 2006年7月 RoHS 特定有害物質使用制限発効
- 2008年12月 WEEE 回収目標値、リサイクル目標値見直し

## (2) REACH(EU新化学物質政策:リーチ)

EUの新化学品規則であるREACH(リーチ)システムが2007年6月からスタートした。化学物質を根本的に変える新たな規則である。運用面で未定な部分があるが化学物質を使用した製品を欧州に輸出している日本の産業にも大きな影響を及ぼすことが予想される。

※REACHとは、Regulation on the Registration, Evaluation and the Authorization of Chemicals (化学物質の登録、評価、認可に関する規則)の略称

### ① REACH導入の経過

2001年2月、欧州委員会は「今後の化学品政策の戦略」という白書を発表し、約33,000の既存の化学物質(1981年当時既に市場に出されていた物質)のリスク評価の責任を当局から生産者の側に転換するとともに、一定の毒性や性状を有する化学物質の製造・使用制限を強化するといった方針を打ち出した。同委員会は、これに基づき法制化の作業を続けてきたが2003年5月に従来の世界の化学品に比べはるかに厳しい内容となる新たなREACH案を公表し、EU内外の意見募集を経て、2003年10月、最終提案がまとまった。その後、内容に修正が加わり、2006年12月に、環境理事会で承認された。

### ② REACH登場の背景

従来のEUの化学物質規制は、新規の化学物質だけを対象にしていた。つまり、1981年以降、現在まで市場に出た3000の新規物質については、約40にのぼるEU指令で規制されているが、1971年から1981年9月18日の間に市場で流通していた既存化学物質(71年以前に生産販売されたものも含む)は、安全性データがほとんどないが、現在でも販売できる。その数は約10万物質(年間生産量1トン以上は3万物質)と膨大な量で、圧倒的に既存化学物質の方が多。

この状況を改善しようと、既存化学物質について各国が分担し、安全性評価を実施してきたが、評価を終えたものはわずか733物質と、全体の1%にも満たない(2007年2月時点)。その評価の仕組みとは、企業が提出したデータを国が評価するものだったが、きちんと評価できなかった面もあった。また、EU指令の数が多く分かりづらいため、一本化しようという動きが出てきたという。

こうした事情を背景に登場したREACHは産業界、中でも化学メーカーに多大な義務を課す。このため、理事会承認にいたるまで、欧州はもとより日米の産業界や、その意向を非常に強く受けた米国政府、さらには欧州を除く各国政府も含め、企業の過度な負担にならないようにするための運動が大々的に展開された。

### ③ REACHの理念と特徴

REACHの理念と主な特徴は次の5点である。

- i 新規化学物質だけでなく、既存化学物質も新たに対象にした。
- ii 安全性評価の実施主体を国から産業界へ移行。これまでは、メーカーから提出されたデータをもとに国が評価していたが、生産者がその安全性を立証すべきとの考え方(企業による立証責任)
- iii 有害性リスクの懸念が強い物質は、用途を限定した上で使用が「認可」される
- iv 代替物質がある場合はより安全なものに替えることが事実上、義務付けられる(代替促進)
- v 化学物質の製造・輸入者だけでなく、化学物質を含む製品(成型品＝特定の形状、外面、

#### EUの新たな化学品規則(REACH)のポイント

##### ○背景

・新規化学物質に比べ、既存化学物質(約10万物質、生産量1トン以上は約3万物質)の安全性評価の遅れ

##### ○ポイント

- ・新規化学物質だけでなく、既存化学物質についても、登録等を義務付けた
- ・安全性評価の義務を、当局から産業界に移した
- ・原則、事業者ごとに登録を義務付けた
- ・特定の有害性物質は原則使用禁止(認可されれば使用可能)
- ・化学物質の製造・輸入だけでなく、化学物質を含む成型品の製造・輸入者に対しても、含有する化学物質についての登録や届出を義務付けた

デザインを付与されたもの)の製造・輸入事業者に対しても、製品中に含有される化学物質について、一部登録や届出の義務を課した。

これらすべての根底に存在するのは、「予防原則」の理念である。問題が起きてから対応するのではなく、可能な限り未然に防ごうという考え方である。

#### ④ REACHの内容

REACHは、化学品の登録、評価、認可、制限についての制度であり、次のような内容である。

- i 新規・既存にかかわらず、欧州域内で新規・既存にかかわらず、欧州域内で年間1トン以上製造・輸入される化学品や年間1トン以上製造・輸入される成型品中の意図放出物質については、その物質の安全性などを登録(Registration)することが求められる。
- ii 大量に製造される化学物質、あるいは特に有害な化学物質には評価(Evaluation)が要求される。評価の結果、使用が禁止される化学物質もある。
- iii 有害性の高い物質(高懸念物質)には認可(Authorization)の対象となる。これらの化学物質の中には、発がん性物質など、表(3-1-5)の化学物質が含まれると考えられる。
- iv 認可対象の化学物質は、実質上、制限(Restriction)され、より安全な代替物質が求められる。特定用途向けの販売や使用を行うためには、リスクが極めて小さいこと、社会的経済的必要性が高く代替物質がないこと等をEU委員会に証明することが求められる。
- v REACHの最大の特徴は、新たに開発される新規化学物質と既存化学物質を同一の取扱いにすることである。(既に市場の供給されている約33,000の化学物質についても新規化学物質と同様に登録を義務付けている。)また、有害性のある数千の化学物質を含有している成型品についても製造・輸入者に対して含有物質に対して登録を義務付けている。さらに、製造・輸入業者だけでなく、川下ユーザーを含むサプライチェーンの全ての事業者にもしかるべき責任が課せられ、「川下ユーザー化学品安全評価」を行なうとされている。

表(3-1-5) 高懸念物質のカテゴリ

- ・発がん性、変異原性または生殖毒性物質(CMR)
- ・残留性有機汚染物質(POPs)
- ・難分解性、生態蓄積性、毒性物質(PBT)
- ・極めて難分解性、高蓄積性を有する物質(vPvB)
- ・これらと同程度の懸念を生じる内分泌かく乱物質

注:これらは約1,500物質といわれるが、リストはまだない。

#### REACH登録・届出制度(概要)

○義務対象者:EU域内の製造者及び輸入者(安全性評価作業を政府から事業者に転換)

○義務内容:①化学物質・調剤の欧州化学品庁への登録(安全性評価)

※ポリマー等、適用除外品目あり

②成型品中の意図放出物質(インクジェットなど)は登録

③成型品(電気・電子製品、自動車、玩具等)中に含まれるリスト掲載物質の届出

④化学物質の登録のために物質情報を交換する目的でフォーラムが形成され、製造者及び輸入者は加入し安全性評価のコストをシェアする義務

(参考)化学物質の安全性評価に係る期間は約2~4年、コストは約0.3億~2億円。

<参考>化学物質・調剤・成型品の定義

- ・化学物質:自然状態のまま製造工程によって得られる化学元素とその化合物を指し、その安定性を保ち使用工程で生じる不純物を防ぐのに必要な添加物を含む。ただし当該物質の安定性に影響を及ぼさず、またその組成を変えずに分離することのできる溶剤は除かれる。
- ・調剤:2つ以上の化学物質からなる混合物又は溶液。
- ・成型品:成型品とは、その化学組成よりも機能を指向するよう、特定の形状、外面、あるいはデザインを付与されたもの。

## ⑤ 施行スケジュール

REACHが6月に施行されたが、今後のスケジュールは、登録先になる「欧州化学品庁」の設立準備が始まる。設立・運用開始は1年後の2008年6月の予定。設立と同時に既存物質の予備登録が始まる。予備登録の期間は施行後、12ヵ月～18ヵ月（締め切りは2008年11月30日）で、予備登録をすれば、量と特性に応じて、本登録などの猶予期間が設けられている。一番短い3年半の猶予期間が与えられているのは、1000トン以上の物質と年間100トン以上で水生環境に悪影響を及ぼし得る物質、および1トン以上のCMR該当物質。また、6年の猶予期間があるのは、100トン～1000トンの物質。そして、1トン～100トンの物質は11年の猶予期間がある。つまり、量が多いほど先に登録し、量の少ないものほど猶予期間が長い。最初のカテゴリーに属する物質の登録期限は、2010年11月30日。100t以上の物質は2013年5月31日。そして、1トン以上のものは2018年5月31日となる。

## ⑥ まだまだ多い未確定部分とは

施行は2007年6月だが、運用についての詳細は現在、策定中だ。欧州委員会が主導で、産業界、EU加盟各国政府も参画し、REACH施行に向け登録情報等を管理するITシステム「REACH-IT」や具体的なガイダンス（細則）、手法をプロジェクトごとに検討している。これをRIP（Reach Implementation Projects）といい、RIP-1からRIP-7までである。

RIP-1は、REACH手続き全体の説明。RIP-2は、ITシステムの整備。RIP-3は、産業界のためのテクニカルガイダンスドキュメントというように7つのプロジェクトで10件のガイダンス等を作成している。

化学物質と成型品の区別や、認可、制限の対象物質のリストや、成型品中に含まれる物質などの届け出対象のリスト掲載物質などについて明らかでないため、REACH対応のための具体的な準備に入れないという企業も多いと推定される。

## ⑦ 日本への影響

REACHの詳細が明らかでないが、日本からEUに輸出している日本の産業界に大きな影響を及ぼすことは明らかである。関係企業はまず、製品中に含まれているあらゆる化学物質を把握し、その数量を物資ごと、製品の種類ごとに管理し、登録義務の対象となるかどうかを事前に確認しなければならなくなる。EU域内の製品メーカーとは違い、上流の原料メーカーの登録による免除も適用されない。化学物質の登録の際、自ら試験を実施してデータを取得するか、他事業者と共同でデータを取得し費用分担をする必要がある。また、既に登録事業者がいる場合には交渉によりデータ使用权を得る必要が生じるなどである。

REACH対応も視野に入れた新たな取り組みをひとつに2006年9月に発足した「アーティクルマネジメント推進協議会」（JAMP）がある。経済産業省が所管する産業環境管理協会に設置されたもので、製品のサプライチェーンにおける化学物質情報の管理と円滑な開示を目的に、化学メーカーなどの「川上産業」、部品メーカーなどの「川中産業」、最終製品メーカーなどの「川下産業」が、企業ごとに自主参加、川上・川中・川下の一体的な連携方法を検討する組織である。

具体的な活動は、①アーティクル（成型品）含有化学物質情報管理ガイドラインの作成・検証・普及②アーティクル管理シートの作成・検証・普及③アーティクル含有化学物質情報の基盤整備④アーティクル含有化学物質情報管理の国内・国際標準化推進⑤上記活動の広報や中小企業支援など。経済産業省が側面的に支援しているが、新しい試みだけに今後この協議会がどのような役割を果たしていくのか注目される。

一方、日本の化学物質規制も今、大きな岐路に立っている。現在ある化学物質に関する規制は、1973年に制定された「化学物質審査規制法」（化審法）と、2000年に施行された「化学物質排出把握管理促進法」（化管法またはPRTR法）である。国においては、化審法、化管法の一体的な見直しを、2007～2008年にかけて検討することになっている。